

○財務省告示第三百十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年九月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（二年）（第三百四十四回）

二 発行の根拠
の法律及びそ
の条項

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適
用等

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 競 決
発 競 定
行 争 の

非 下 額 市 札 格 競 と て 価
価 一 を 場 で 競 争 得 格
格 国 を 特 あ 争 入 する ら を
競 債 定 別 っ 入 札 も れ 募
争 市 め 参 っ 札 と の 入 額
入 場 も 加 、 同 行 による 額
札 特 の 者 財 同 一 とい 格
発 別 にご と 務 時 とい 行
行 参 による 大臣 に行 いう 発
「 加 行 発 行 行 行 行 行
」 者 行 行 行 行 行 行 行
と 第 行 行 行 行 行 行 行
い 一 以 以 以 以 以 以 以
う 度 度 度 度 度 度 度
。」 以 以 以 以 以 以 以

ハ ロ

札 非 非 者 特 国 札 非
発 競 競 者 別 債 発 競
行 争 争 第 参 市 行 争
入 入 競 I 加 場 入 入

込 募 各 割 各 当 も 各
み 限 国 り 申 てる の 申
の 度 債 当 込 る か 込
応 額 市 てる の からの み
募 範 場 特 。 応 の う
額 を 囲 別 募 ち ち
割 内 参 額 募 募 募
り にお 加 額 を 案 額 額
当 いて 者 分 順 格 高
て 各 の 分 次 割 高
る 申 応 により 割 り

六

イ

発

入 価 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 行 入 価 ・ 別 債 発 競
発 競 札 格 第 参 市 行 争
行 争 額 発 競 I 加 場 入 入

る た 運 九 つ 定 う 億 額
法 め 営 億 い に ち 円 面
律 の に 七 て 基 、 金
第 公 必 千 は づ 財 額
二 債 要 六 、 き 政 額
条 の な 百 額 発 法 二
第 発 財 六 面 行 第 兆
一 行 の 十 金 し 四 条 四
項 の の 五 額 た 利 条 千
の 特 確 保 万 円 三 付 一 六
規 例 を 函 財 五 債 国 項 百
定 関 関 関 関 関 関 関 九
に 関 関 関 関 関 関 関 十
基 す る 政 十 十 十 十 十 十 十

七 払込金額									
ハ イ					ハ ロ				
行争非者特	国債	札発	非競	入札	行争非者特	国債	札発	非競	入札
争入札	者第I	国債市	非競入	入札行	争入札	者第I	国債市	非競入	入札行
二	二	五	三	二	で	た	条	特	で
万	千	十	十	兆	二	利	第	別	三
円	二	円	一	四	千	付	一	会	十
	百		億	千	二	国	の	計	億
	六		九	七	百	債	規	に	九
	十		千	百	六	に	定	関	千
	九		七	十	十	つ	に	す	九
	億		百	一	八	いて	基	る	億
	四		七	億	億	、	づ	法	九
	千		万	五	円	額	き	律	千
	七		六	万		面	発	第	万
	百		千	円		金	行	四	、
	四		七			行	し	十	特
	十		百			し	六	六	別
						額	十	十	会
						金額	六	九	九

八 最低額面金
九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格
十二 入札競争
十三 非競争入札
十四 札国債市場
十五 加場特別参
十六 I 非競争入札
十七 競争入札
十八 発行利率
十九 経過利率
二十 払込み

五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
平成二十六年九月十六日

額面金額百円につき百円六銭以上額の金額百円につき百円六銭五厘

(一) 年〇・一パーセントは、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口の座に記載又は記録されるものにより算出した金額から該金額に百分の二十・三・一五を乗

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金限度
十七 償還金額
十八 元利支額
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

じた金額（ただし、当該債
を發行時において取得する者
が非居住者又は外国人であ
る場合は、前記（一）の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除することができる。

平成二十七年三月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十五日及び九月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

平成二十八年九月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年九月十六日